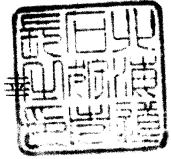


石 財 政 第 9 6 号
令和7年12月25日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 南 誠 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



障がい者に関する使用料等の減免について（諮問）

（ 下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 障がい者に関する使用料等の減免について

障がい者に関する使用料等の減免について

1 目 的

障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減や、障がい者の自立促進を図ることができるよう、公共施設の使用料等を減免するため、規則等の改正を行います。

2 対象となる障がい者

- ① 身体障がい者・・・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ② 知的障がい者・・・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所で知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所で知的障害児の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者。
- ③ 精神障がい者・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

3 対象となる施設（今回拡大分）別紙

【市長部局が所管する施設】

- ・公園（野球場、庭球場等）、コミュニティーセンター施設、市民プール
- ・石狩市緑苑台パークゴルフ場、保養センター、石狩浜海水浴場駐車場 等

【教育委員会部局が所管する施設】

- ・石狩市公民館
- ・石狩市ふれあい研修センター（高岡、北生振、五の沢、生振の各センター） 等

4 減免内容とその割合

- ①身体障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合
10 割減免
- ②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 5 割減免
（その他）

※石狩浜海水浴場駐車場、川下海浜公園の駐車場については、

- ・二輪車・普通車に関しては障がい者が乗車している場合は 10 割減免
- ・中型車・大型車に関しては 2 人以上の障がい者が乗車している場合は 5 割減免

※石狩市営住宅駐車場

- ・駐車場の使用者又は同居者が障がい者である場合は 10 割減免

5 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日より施行

市長部局分

①身体障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合 10割減免

②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 5割減免

○：新たに適用するもの △：すでに適用されているもの ◇：減免内容を変更するもの ー：該当なし

施設名	種別	①	②
青葉公園	野球場	ー	○
	庭球場（クレーコート）に限る	○	○
	陸上競技場	○	○
紅葉山公園、若葉公園、 花川南公園、樽川公園、	野球場	ー	○
	庭球場	○	○
紅葉山南公園	庭球場	○	○
弁天歴史公園	楽山居	○	○
	運上屋ホール	○	○
スポーツ広場	ソフトボール場	ー	○
	サッカー場	ー	○
花川北コミュニティーセンター	ホール	△	○
	1階 和室	△	○
	1階 工芸室	ー	○
	2階 会議室、和室、視聴覚室、料理室	ー	○
	陶芸窯	△	○
花川南コミュニティーセンター	アリーナ	△	○
	1階会議室	ー	○
	1階浴室・談話室	△	ー
	2階多目的ホール	△	○
	2階和室	ー	○
	2階料理室	ー	○
	2階トレーニングルーム	△	ー
八幡コミュニティーセンター	アリーナ	△	○
	小会議室	△	○
	会議室	△	○
	調理室	ー	○
	和室	△	○
厚田総合センター	ホール	△	○
	集会室1号、2号	△	○
	和室A、B	△	○
石狩市総合保健福祉センター（りんくる）	会議室	ー	○
	調理実習室	ー	○
	視聴覚室	ー	○
	交流活動室	ー	○
	陶芸室・陶芸窯	ー	○
多目的スポーツ施設 （サンビレッジ）	アリーナ	○	○
	ミーティングルーム	ー	○
	トレーニングルーム	○	ー
B&G海洋センター	アリーナ	△	○
	トレーニングルーム	△	○
	ミーティングルーム	ー	○
	プール	△	○
浜益スポーツセンター	アリーナ	△	○
望来コミュニティーセンター	多目的ホール、多目的研修室、農村体験室	△	○
	農村加工実習室、多目的広場、物産コーナー		
	パークゴルフ場・用具利用料金	○	ー
浜益コミュニティーセンター	多目的ホール、調理室、視聴覚室、集会室	△	○

施 設 名	種 別	①	②
花川北保健センター	健康増進室	○	○
	リハビリ室	—	○
	検診室	—	○
あいろーどパーク	キャンプ場	○	—
	地場産品体験コーナー	—	—
	屋内スペース、屋外スペース	—	—
緑苑台パークゴルフ場	パークゴルフ場・用具利用料金	○	—
市民プール	プール	○	—
	多目的ホール	○	○
石狩市保養センター	入館料・貸室料	◇	—
集会所	会議室等	—	○
高齢者生きがい福祉施設	花川北憩いの家	○	—
	横町寿の家又は厚田憩いの家（浴室に限る。）	○	—
石狩浜海水浴場駐車場	駐車場 （二輪車・普通車は①、中型車・大型車は②を適用）	○ 障がい者が乗車している場合	○ 2人以上の障がい者が乗車している場合
川下海浜公園	駐車場 （二輪車・普通車は①、中型車・大型車は②を適用）	○ 障がい者が乗車している場合	○ 2人以上の障がい者が乗車している場合
市営住宅	駐車場 （駐車場の使用者又は同居者が障がい者である場合）	○ 対象となる障がい者を拡充	—

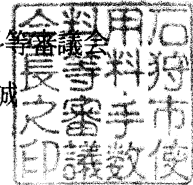
教育委員会分

施 設 名	種 別	①	②
学校施設	屋内体育館・グラウンド	—	○
	双葉小学校：陶芸室および陶芸窯	○	○
	紅南小学校：会議室、和室、音楽室、多目的室	○	○
	緑苑台小学校：音楽ホール、多目的室、家庭科実習室、コンピュータ室、創作室、和室、図書室、陶芸窯	—	○
市民図書館	研修室1・研修室2・研修室3	○	○
	視聴覚ホール	○	○
公民館	第1、第2、第3、第4又は第5研修室	○	○
	視聴覚室	○	○
	実習室	○	○
	多目的ホール	○	○
公民館美登位分館	和室A又はB	○	○
	研修室	○	○
	調理室	○	○
高岡ふれあい研修センター	アリーナ	○	○
	研修室A、B、C又はD	○	○
	調理室	○	○
北生振ふれあい研修センター	ホール	○	○
	研修室A、B又はC	○	○
	調理室	○	○
五の沢ふれあい研修センター	研修室A、B又はC	○	○
	調理室	○	○
生振ふれあい研修センター	ホールA又はB	○	○
	研修室A、B又はC	○	○
	調理室	○	○
	陶芸室・陶芸窯	○	○
美登位創作の家	創作棟A、B、C又はD	○	○
	宿泊棟A又はB	○	○
砂丘の風資料館		○	—
はまます郷土資料館		○	—

石 使 審 第 1 号
令和 8 年 1 月 9 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 南 誠



「障がい者に関する使用料等の減免」について（答申）

令和 7 年 1 2 月 2 5 日付け石財政第 9 6 号で諮問のありました標記の件については、下記のとおり答申いたします。

記

1 障がい者に関する使用料等の減免について

障がい者に関する使用料等の減免を見直そうとするこの度の諮問は、障害者基本法の趣旨に鑑み妥当と判断します。

2 付帯意見

障がい者に関して使用料を減免する際に、減免利用者数を把握するため、何かしらの手段で減免利用者数を記録しておくべきと考えますが、減免を申し込む際に利用者が煩雑な手続きをせずに済むよう、あるいは減免利用をしようとする方が煩雑さを理由に申請をしないというようないふことが起きないような事務の執行を求めます。

以上

